

## 議案第6号

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例（平成26年白岡市条例第16号）の一部を次のように改正  
する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」  
に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改  
め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め  
、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同  
項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め  
、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同  
項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め  
る。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第  
1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号  
」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に  
改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め  
る。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改  
める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改  
め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「  
同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19

条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

## 提 案 理 由

学校教育法、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。